

青色申告会の各種共済制度

ケガの補償！病気の補償！退職による老後の準備！

これだけの心配が解消されれば安心が得られませんか？

- ・青色申告会の共済制度は会員のための制度です。
- ・全国の会員のために、会員の声を共済制度に反映しました。
- ・全国組織だからこそ、安い掛金で有利な補償が得られます。

①退職による老後の資金に！

「小規模企業共済」（退職金・公的年金等として受給）

～掛金は全額、所得税および住民税の控除になります～

※取り扱いが独立行政法人「中小企業基盤整備機構」ですが、青色申告会が委託団体として窓口業務を行っています。

申し込み：随時、お尋ね下さい

②ケガの補償に！

・「全青色傷害保険」（すべてのケガに対応）

申し込み：年2回（3月・9月）

補償開始：3月申込：6/1スタート / 9月申込：12/1スタート

・「交通事故傷害保険」（交通事故によるケガに対応）

申し込み：毎年10月20日更新（補償期間：10/20～翌年10/20）

③病気の補償に！

「疾病入院補償」（病気入院の補償です）

申し込み：年2回（3月・9月）

補償開始：3月申込：6/1スタート / 9月申込：12/1スタート

④全青色共済（傷害特約付）

会員相互の扶助による総合補償です。

共済掛金は全額必要経費になります。（但し、傷害保険の掛金は除く）

申し込み：年2回（5月・11月）

補償開始：5月申込：6/1スタート / 11月申込：12/1スタート

※全青色共済の新規加入年齢は70歳6ヶ月まで上げられました！